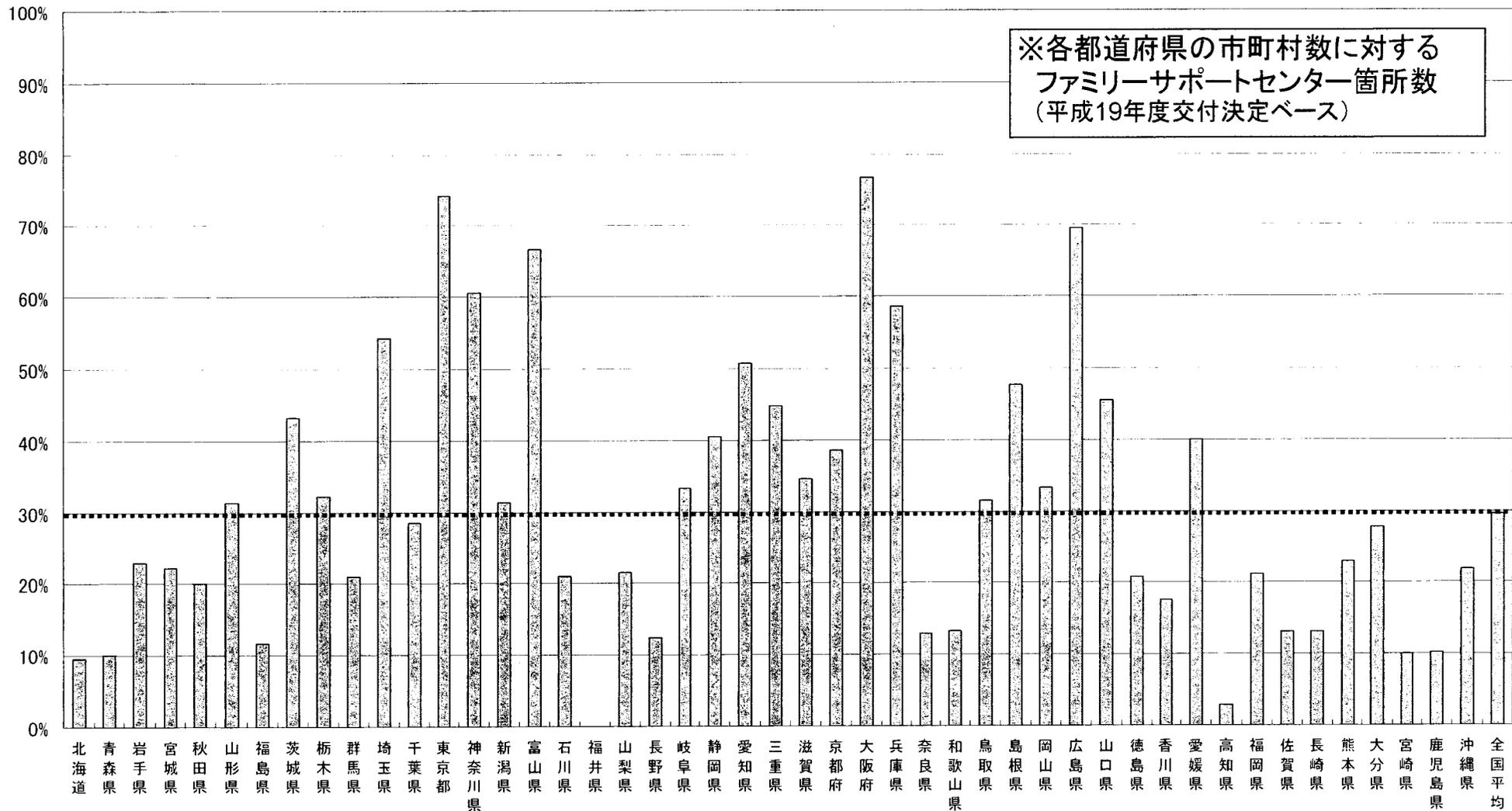


各種の子育て支援事業の都道府県別・取組状況③ (ファミリー・サポート・センター事業)



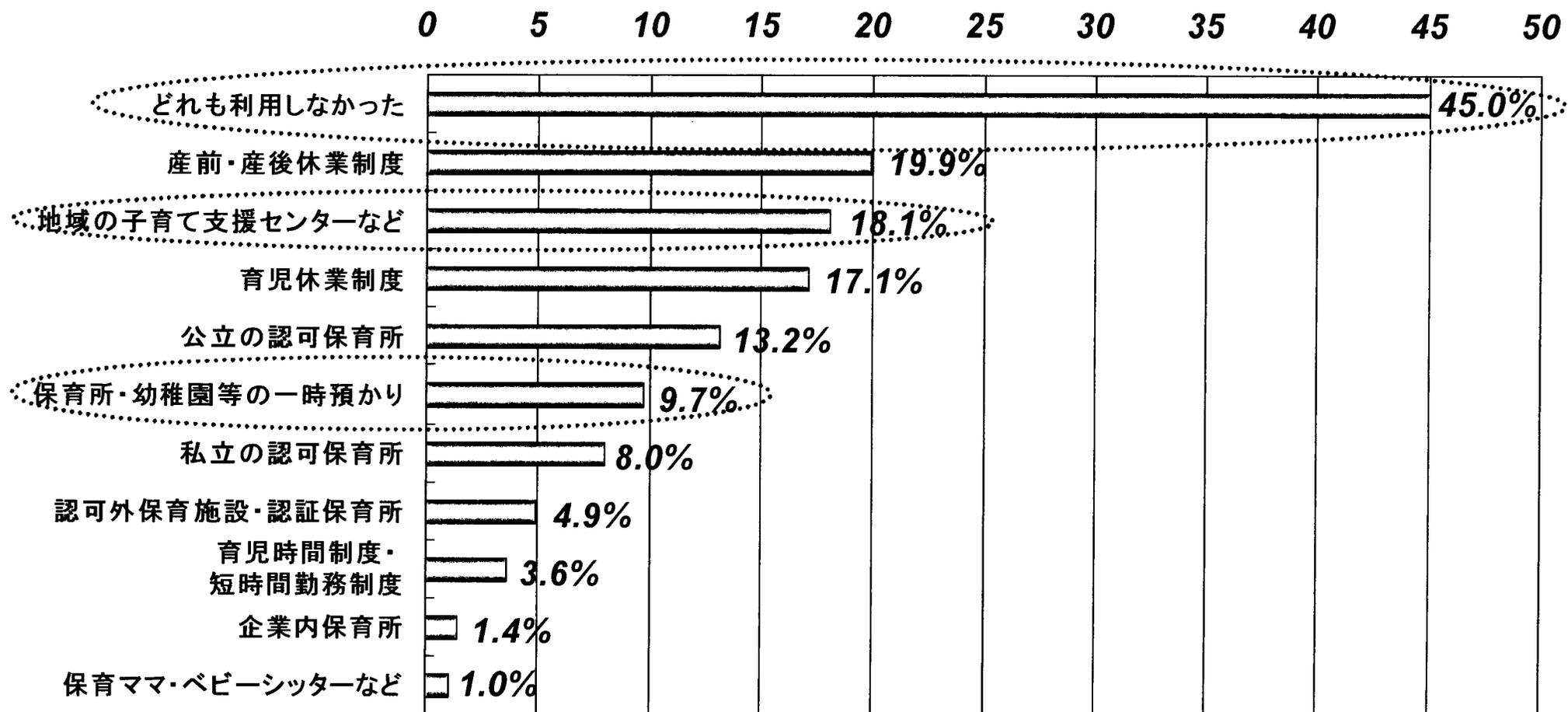
※各都道府県の市町村数(特別区含む)に対するファミリー・サポート・センター箇所数をグラフ化したもの。

各種子育て支援サービス・制度の利用状況

○ 各種子育て支援サービス・制度の利用状況を見ると、どれも利用したことがない家庭が半数近くを占める。

○ 利用したことがある制度・サービス(1歳以上の子どもをもつ初婚どうし夫婦)

(%)



(資料) 社会保障・人口問題研究所「第13回出生動向基本調査」における子どもの出生年が2001年以降の夫婦に係る数値を基に作成。

各自治体における多様な取組み(事例) ①

○ 各自治体においては、次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)や児童育成事業費によるメニュー事業のほか、多種多様な取組がなされている。

事業名	取組自治体	事業概要
地域在宅子育て支援制度「みなとっ子」	港区	妊娠時からの「かかりつけ保育園」制度。一時保育体験、各種育児体験への参加、看護師、栄養士、保育士による育児相談、保育園の行事への参加、「保育園であそぼう」への参加、毎月のお便り送付などがある。
マイ保育園登録事業	石川県内市町村	妊娠中から出産後の育児不安を解消するために、身近な保育所で育児教室や育児相談を受けることができる制度。保育所は登録制になっており、「マイ保育園利用券」を使って平日午前半日保育を無料で3回受けることができる。
マイ保育園みんなで子育て応援事業	石川県	子育てコーディネーターを配置し、「子育て支援プラン」を作成する。これは、介護保険のケアプランの育児版のようなもので、継続的・計画的な保育サービスの利用を促し、育児不安を解消し、子どもの発達を支援するもの。
派遣型一時保育事業	港区	保護者の傷病、入院等により、一時的に保育が必要となる子どもの自宅に保育者を派遣して保育を行う。一時保育の他、病後児保育、新生児保育もあり。
派遣型保育サービス	七尾市	市に保育ママとして登録されている子育て経験者が、子どもを預かる派遣型保育サービス。(1)産後の母親の身の回りの世話や新生児の世話(産後・安心ヘルパー派遣サービス)、(2)病気の回復期にある子どもの一時預かり(病後児童在宅保育サービス)、(3)保護者が病気の時や冠婚葬祭の時などの子どもの一時預かり(訪問型一時保育サービス)が含まれる。保育の実施場所は、保育ママの自宅もしくは子どもの自宅。

事業名	取組自治体	事業概要
協定家庭による子どもショートステイ事業	新宿区	(1)病気や出産のため入院、(2)家族の病気の介護、(3)冠婚葬祭、(4)事故や災害、(5)そのほか、家庭で養育できない事情ができた場合、0歳から小学校6年生までの子どもをショートステイ協力家庭で預かる(1日3000円、減免あり)。
すみずみ子育てサポート事業	福井県	NPO法人やシルバー人材センターなどが行う、一時預かりや家事支援等の利用料を助成。(標準利用料1時間350円)
子育て応援券	杉並区	就学前の子どものいる家庭に、一時保育や親子コンサートなど、地域の子育て支援サービスに利用できる券を配付。
子育てファミリー世帯居住支援	鹿沼市、新宿区、大阪市他	転居一時金、家賃の差額及び引越し費用を助成(条件あり)。
子育て世帯に適した住宅・住環境ガイドライン	愛知県	子育て世帯に適した住まいの基本的な考え方を県民・事業者にガイドラインとして提示。
子育て支援マンション認定制度	豊田区	区内に供給される、ソフト・ハードの両面で子育てに配慮されたマンションを認定・支援することにより、子育てしやすい居住環境を整備。
高齢者世帯と子育て世帯の住替えモデル事業	横浜市	高齢者住み替え相談、子育て世帯への転賃支援、高齢者向け優良賃貸住宅の供給を一体的に実施。
道営であえーる	北海道	道営住宅について、子育て支援仕様の住空間、子育て支援サービスを一体的に整備。子どもの年齢に基づく期限付き入居を導入。

各自治体における多様な取組み(事例) ②

事業名	取組自治体	事業概要	事業名	取組自治体	事業概要
妊婦健康診査費用助成制度		妊娠健康診査健診費用を自治体で負担。	「子ども条例」制定に向けた子どもの参画	豊田市	子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支え合う地域社会を実現することを目的に制定。検討過程で、公募子ども委員、地域子ども会議(26 中学校区)、3回のパブリックコメントなどを実施。
出産費用助成		分娩や入院にかかる出産費用のうち、出産育児一時金を差し引いた金額の助成等。			
乳幼児医療費助成		乳幼児にかかる医療費の助成。	子ども部会の討議による知事への提案	北海道	子どもの未来づくり審議会(子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例に基づく設置)の子ども部会で特定のテーマをもとに検討し、知事に提案。
歯科検診		乳幼児健診とあわせて、歯科検診の実施。	子どもを虐待から守る条例	三重県 他	条例に基づき、子育て支援指針、早期発見対応指針、保護支援指針を策定し、未然防止・早期発見・回復・再構築の支援を図る。
聴覚健診	羽島市 掛保川町 他	新生児聴覚検査費の助成。	みえ次世代育成応援ネットワーク	三重県	三重県の企業と地域の団体が連携して、子育てに優しい地域社会づくりに取り組む地域密着型子育て応援ネットワーク。マッチング機能、企画の支援などを実施。
フレーパーク事業	世田谷区	住民との協働により、フレーリーダーや地域ボランティアのもと、子どもたちの好奇心を大切に、自由にやりたいことができる遊び場づくりを実施。	子育てネットの運営・マップづくり	三鷹市 他	様々な子育て情報や子育て相談を行うサイトの運営や、乳幼児のいる子育て家庭を対象にした市内まちあるきマップの作成を企業やNPOと協働して実施。
おもちゃ図書館		障害のある子どもたちにおもちゃを用意し、気に入ったおもちゃを選んで遊ぶ機会を提供し、家でも遊べるよう貸し出しを行う。家族にも仲間作りや情報交換の場となっている。	子育て総合支援センター事業	徳島県	市町村・NPO・子育てサークル等の子育て関係組織の取組を総合的にコーディネートすることや、人材育成、子育て支援情報の集積・発信など、子育て支援活動を支援。
子育て相談室	浦安市	育児相談の総合窓口を開設し、独自に養成した「子育てケアマネージャー」が子育ての悩み全般に対し、適切な支援サービスを案内。	子育て家庭優待事業		子育て家庭にカードを配布し、県内の協賛店舗・施設で商品の割引や優待サービスなど様々な特典が受けられる。
			チャイルドライン		18歳までの子どもがかけられる電話として、子どもの声に耳を傾ける場の醸成など、子どもの健全な成長のための社会基盤づくりの取組。
			父親の子育て参加促進事業	埼玉県 他	働き方の見直しとともに、地域や職域において父親の意識醸成や父親同士の仲間づくりを進め、子育て参加の意識を高める。
			出合いの場づくり・結婚応援事業		イベント等の開催による結婚を望む男女の出会いの機会提供や結婚相談の実施によるお相手紹介。

社会保障国民会議 第3分科会

(持続可能な社会の構築(少子化・仕事と生活の調和)分科会)

中間とりまとめ(平成20年6月19日) (抜粋)

3. (2) 地域全体が支える、世代を超えて支える子育て支援

子育てには時間と人手がかかるが、それだけに得られる幸福感も大きい。

しかしながら、地域での子どもとのふれあいの減少などにより、親になるまでに子育てに肯定的な感情を持っていないこと、親になっても、子育てについて身近に悩みを相談する相手がいないことなどから、親が子どもとのきずなを見いだせない、子育ての負担面ばかりを感じがちであるといったケースが増えてきている。子どもに関わる豊かな時間を生み出し、子どもと一緒に暮らし、子どもとともに親も成長する充実感、子育ての本当の楽しさを実感できるような子育て支援が必要とされてきている。

子育て支援は地域が支えることが重要である。町内会・自治会、NPOなどの市民団体や、企業、シニアや若者をはじめとする地域住民など、多様な主体が担い手となって、地域全体が子育てに関われるような支援、子育て家庭のリスクにもきめ細かに対応できるような地域のネットワークが必要である。子育て支援のサービスの担い手としては、依然として行政や社会福祉協議会などの半公的な主体が大半を占めているものがあり、新規参入のNPO等が参入しづらい現状がある。このため、今後、担い手の育成という視点も含め多様な主体の参画に向けた検討がなされるべきである。地方公共団体における政策の決定過程やサービスの現場等においても、親を一方的なサービスの受け手としてではなく、相互支援や、サービスの質の向上に関する取組などに積極的に参画し得る方策を探るべきである。

また、親自身が、やがて支援側に回れるような循環を地域に生み出し、高齢者も含めた地域の力(例えば地域の「社会的祖父力・祖母力」の活用による世代間交流)などを有効に引き出すことができるよう、子育てに優しいまちづくりの視点も含めた環境づくりが必要である。多子世帯に配慮した支援なども重要である。

これからの子育て支援は、すべての家庭を対象に、子ども自身の視点に立つとともに、親の主体性とニーズを尊重し、子育てが孤立化しないように、子ども自身と親の成長に寄り添う形で支援することが重要である。

幼少期から長期的展望に立って子育てに関心を持つ、「心を育てる」取組を幅広く進めるとともに、子どもを持ち、育てる喜びを認識し、共有するための情報発信にも力を入れていくことも必要である。

検討の視点

- 現行制度では、すべての子育て家庭を対象とした各種の子育て支援事業は、市町村の努力義務にとどまっております、その実施状況には地域格差が見られる。一方で、核家族化や、地域のつながりが希薄化する中、とりわけ専業主婦の子育ての負担感・孤立感が高まっていることも踏まえ、新たな制度体系における各種子育て支援事業の制度上の位置付けの強化について、どう考えるか。
 - ※ 他の社会保障制度の例(介護・障害)においても、個人に対する給付とは別に、市町村の事業として位置付けているものがあるが、重要な事業については、必須事業として市町村に実施を義務付けている。

- 特に、保育サービスの必要性の判断基準(「保育に欠ける」要件)の検討において、公費による給付の公平性の観点からも、専業主婦家庭に対する保育あるいは一時預かりの一定の支援を行われるべきという議論があり、こうした議論も踏まえ、一時預かりの保障の充実について、どう考えるか。
とりわけ、定期的・継続的な子育て支援が得られにくい3歳未満児(幼稚園就園前)をどう考えるか。

- また、一時預かりについての
 - ・ 市町村の実施責任の位置付け ※ 保育については、市町村に実施が義務付けられている
 - ・ サービス利用(提供)方式のあり方
 - ・ 給付(補助)の方式のあり方 ※ 事業者に事業実施費用を包括的に支払う仕組み、利用者個人に着目して給付を行う仕組み等について、どう考えるか。

- 一時預かり事業に対する財政的支援は、児童手当制度における事業者拠出金を財源とし、サービス量に応じて当然に支出が義務付けられるものではない裁量的な補助金と位置付けられている。
保障を充実し、量的拡大を図っていく上で、財源面につきどのような仕組みとすることが適切か。
 - ・ 財源保障を強化(例えば義務的な負担金)する場合には、財政規律の観点からの一定のルール(※)が求められる
※他の社会保障制度(介護・障害)の例では、給付の必要性・必要量の判断(認定)、利用量に応じた利用者負担などが設けられている。
 - ・ 一方、一時預かりの機能については、保育所や地域子育て支援拠点のような事業所において預かる形態から、ベビーシッターやファミリーサポートセンターの提供会員による預かりなど、実態上様々な形態により担われており、地域の实情に応じた柔軟な取組が行える仕組みが求められる側面もある。

○ 乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業や、地域子育て支援事業は、子育ての負担感・孤立感を軽減し、虐待の防止にもつながる重要な意義を有しているが、こうした事業の取組の促進をどう図るか。

○ その他、多様な子育て支援事業があるが、地域特性に応じた柔軟な取組を尊重しつつ、積極的な取組を促すために、どのような財政支援が求められるか。

※ 次世代育成支援対策交付金は、市町村の事業計画全体に対し、包括的に交付するため、事業毎の配分等市町村の自由度が比較的高い仕組みである一方、国の予算総額の範囲内で、各市町村の事業量等に応じて配分する仕組みであるため、事業実施費用の一定割合の財政支援が保障されるものではなく、また、1/2を市町村が負担する仕組みとなっている。

※ 他の社会保障制度の例(介護)においては、実施が義務付けられている事業(必須事業)のほか、地域の実情に応じた柔軟な取組の実施(任意事業)に対しても、上限額(給付費の一定割合)の範囲内で、事業実施費用の一定割合を国・都道府県が負担する仕組みとなっている。

○ 一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業等、各種の子育て支援事業の量の拡充に向けた担い手の育成をどう図っていくか。

また、質の向上に向けた担い手の研修やバックアップ支援といった取組の強化が必要ではないか。その他、各種の子育て支援事業の質の向上をどう図っていくか。

○ 「基本的考え方」(本年5月)においても、親の子育てを支援するコーディネーター的役割が検討課題とされており、また、保育サービスの提供の仕組みの検討においても、保育の利用に際して同様の役割が必要との議論がなされている。

現行制度においても、市町村に対し、子育て支援事業の利用のコーディネート(あっせん・調整)をする義務が課せられているところであるが、こうした機能を誰がどのように果たしていく仕組みとするか。

○ NPOや地域住民など多様な主体が担い手となって、地域全体がかかわっていけるような子育て支援、子育て支援に関わる者のネットワーク化、親自身がやがて支援者に回れるような循環を生み出せる地域の構築といった取組の強化として、どのような仕組みが考えられるか。

参考資料

次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)の概要

次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)について

【19年度予算】 36,500百万円
 【20年度予算】 37,500百万円

各種の子育て支援事業などの次世代育成支援対策に関する施策について、地域の特性や創意工夫を活かした事業の実施を支援することにより、市町村行動計画に基づく取組の着実な推進を図るため、平成17年度に創設。

総論

○ 事業計画の策定について

各市町村が本交付金の申請をする場合には、各市町村が次世代育成支援対策推進法に基づき策定する5年を1期とした行動計画の毎年度の具体的な実施計画を作成します。

※ 5年を1期とした行動計画の毎年度の具体的な実施計画であることから、事業計画に盛り込む事業・取組の内容は、実施しようとする次世代育成支援対策の施策や事業として行動計画において記載されていることが必要です。

○ 交付金の対象となる事業について

【特に重点的に推進する事業(特定事業)】

- ① 生後4か月までの全戸訪問事業(こにちは赤ちゃん事業)
- ② 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)
- ③ ファミリー・サポート・センター事業
- ④ 延長保育促進事業
- ⑤ 育児支援家庭訪問事業

【20年度新規事業】

- 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- 地域における仕事と生活の調和推進事業

のほか、その他地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供を行うための取組としての各種事業を対象とする。

○ 交付金の算定方法について

交付金は、個別事業ごとに交付する金額を決定するものではなく、事業計画を総合的に評価し、その事業計画の実施に必要な経費に対して交付するもの。

特に重点的に推進する事業(特定事業)については、事業ごとに、従来の標準的な所要額を念頭に、事業量や取組内容に応じたポイントを設定します。

○ 事業計画の事後的評価について

市町村は事業完了後、事業計画に記載された事業量や取組内容などの実施結果及び市町村が実施する事業評価の実施状況について、地域協議会などにおける協議などのプロセスや改善点の翌年度の事業計画への反映状況等を確認し、次年度の交付金の算定に反映することとしています。

具体的には、

- ア 子育て家庭に対するアンケート調査の活用や学識経験者等の第三者による点検などにより、事業内容の検討や課題等の抽出を行った上で、
- イ 地域協議会における協議を経て、
- ウ 改善点等が翌年度の事業計画に反映されることが望ましい。

各論 ~交付金化することによるメリット~

	従来の補助制度	交付金
助成単位	○ 個々の施設・事業ごと	○ 各市町村が策定する事業計画全体
対象事業	○ 補助要件や補助基準が細かく定められ、これに対して適合するものに限定	○ 各自治体が策定する事業計画に記載されている事業であれば助成対象
交付手続	○ 補助要件に基づき個別の施設・事業ごとにその内容を審査し、採否や補助額を決定 ○ 補助金の使途は、当該補助事業に限定	○ 各自治体が策定する事業計画を全体として審査し、交付額を決定 ○ <u>交付された交付金の使途は、事業計画の範囲内であれば、各自治体の自由裁量</u> ・ 従来の補助単価にかかわらず、必要に応じ各事業者への交付額を独自に決定することも可能 ・ 各事業への配分については各市町村の判断

次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)の対象事業・配分方法

<対象事業・交付額配分等について>

A 特定事業(子ども子育て応援プラン事項)等

※各事業ごとに事業量や取組内容に応じてポイント設定

特定事業(プラン事項)

- ① 生後4か月までの全戸訪問事業
- ② 育児支援家庭訪問事業
- ③ ファミリー・サポート・センター事業
- ④ 子育て短期支援事業
- ⑤ 延長保育促進事業

その他

- ① 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業【新規】
- ② 地域における仕事と生活の調和推進事業【新規】
- ③ へき地保育事業
- ④ 家庭支援推進保育事業

B その他事業(市町村の創意工夫ある取組)

※児童の人口に応じポイント設定

【取組例】

- ・老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流の促進
- ・要保護児童対策地域協議会の設置・運営
- ・子どもたちからの電話相談等対応
- ・食育の推進
- ・子どもの事故防止対策 等

加算

+

取組事業数などによりポイント加算

C 減算

前年度の計画と実績に乖離がある場合、執行率(実績/計画)によりポイントを減算(緩和措置あり)

D 加算(事後評価)

学識経験者等第三者を交えて評価を行う場合などにポイントを加算

各市町村への交付

$(A+B) \times C + D$

375億円 ×
(20年度予算)

全市町村の総ポイント

※個別事業ごとには交付額を決定しない ※総事業費の1/2が上限
※交付された額の事業間の配分は市町村の判断

予算

単位:億円

<17'>	<18'>	<19'>	<20'>
346	340	365	375

児童育成事業の概要

1 趣 旨

児童育成事業は、育児に関し必要な援助を行い、又は児童の健康増進し、若しくは情操を豊かにする事業を行う者に対し、助成及び援助を行う事業その他の事業であって、児童手当制度の目的の達成に資するものをいう。

【児童手当法第29条の2】

2 児童育成事業の概要

就労と育児の両立支援など出産、育児に伴う負担感を軽減するための事業や児童の健全育成が図られるよう家庭や地域社会の諸条件を整備するための事業等を実施。

<主な児童育成事業>

- 放課後児童クラブ・・・共働き家庭の概ね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室などで、放課後に適切な遊び、生活の場を提供する事業
- 病児・病後児保育・・・児童が急な病気になった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育を行う事業
- 休日・夜間保育・・・就労形態の多様化に対応するため、日・祝日を含めた保育所の開所や午後10時頃までの開所する事業

3 財 源

児童育成事業の費用には、事業主拠出金が充てられている。

〔平成20年度予算額：約458億円〕

生後4か月までの全戸訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業)

(1) 概要

① 事業内容

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業(市町村が実施主体、民間への委託が可能。)

② 実施状況

・実施箇所数:1,063市町村(全市町村の約6割) (平成19年度交付決定ベース)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務規定有り。また、今回の児童福祉法等改正において、市町村に対し、事業実施の努力義務を規定))

(3) 事業開始規制等

今回の児童福祉法等改正により、都道府県知事に対する届出を規定

(4) サービスの質の確保に関する仕組み

保健師、助産師、看護師、保育士、愛育班員、母子保健推進員、児童委員、子育て経験者等について、必要な研修(講習)を実施した上で訪問を行う。

(5) 費用負担

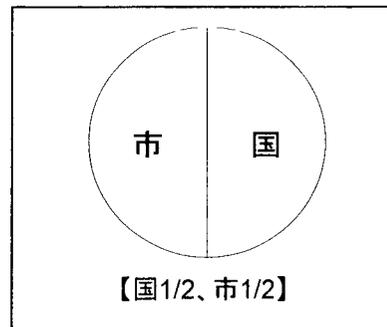
① 各市町村に対する補助

次世代育成支援対策交付金(いわゆる「ソフト交付金」)として、国が予算の範囲内において、各市町村に対し、他の事業分と併せて包括的に国庫補助相当額を交付。

② 費用負担

左記の割合で公費負担。

(※予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)



③ 費用額

公費負担総額:次世代育成支援対策交付金(総事業費ベース約750億円(H20予算ベース))の内数

育児支援家庭訪問事業(養育支援訪問事業)

(1) 概要

① 事業内容

養育支援が必要な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や技術指導等を行う事業
(市町村が実施主体、民間主体への委託が可能。なお、今回の児童福祉法等改正により、妊婦も対象に追加。)

② 実施状況

・実施箇所数:784市町村(全市町村の約4割) (H19年度交付決定ベース)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り。また、今回の児童福祉法等改正において、市町村に対し、事業実施の努力義務を規定))

(3) 事業開始規制等

今回の児童福祉法等改正において、都道府県知事に対する届出を規定

(4) サービスの質の確保に関する仕組み

育児、家事の援助は子育て経験者、ヘルパー等が、専門的な援助及び技術指導は保健師、助産師、保育士、児童指導員等の専門性を有する者が訪問を行う。